

平成24年度第2回宮崎県私立学校審議会議事概要

1 日時

平成25年2月14日（木） 午前10時から

2 場所

県庁附属棟303号室（県庁附属棟3階）
宮崎市橘通東2丁目10番1号

3 出席委員（10名）

田中会長、齊藤委員、丸山委員、永友委員、坂本（敬）委員、
添田委員、佐藤委員、坂本（美）委員、川越委員、常盤委員

4 議題

諮問第2号 錦晃寺幼稚園の廃止について
諮問第3号 木の花幼稚園の収容定員に係る園則の変更について
諮問第4号 第一高千穂幼稚園の収容定員に係る園則の変更について
諮問第5号 学校法人有徳学園の解散及び都城文化服装専門学校の廃止
について

5 内容及び審議結果等

(1) 諮問第2号 錦晃寺幼稚園の廃止について

① 内容

- ・設置者：宗教法人錦晃寺
- ・所在地：都城市千町4940-2
- ・廃止の理由
休園の状態が長引き、これ以上の幼稚園の運営が不可能となったため。

② 主な質疑等

- ・宗教法人が学校を廃止する場合は、どのような取扱となるか。
→ 学校法人については、同じ目的の団体又は地方団体に寄附することとなる。個人や宗教法人については、私立学校法に基づき当分の間、学校を設立できると規定されているが、寄附先に係る規定はない。宗教法人として最後まで管理することとなる。

③ 審議結果

適当と認める。

(2) 諮問第3号 木の花幼稚園の収容定員に係る園則の変更について

① 内容

- ・設置者：学校法人木の花学園
- ・所在地：西臼杵郡高千穂町大字三田井1154
- ・変更の内容

収容定員の変更 55名減

変更前	変更後
160人	105人

② 主な質疑等

- ・認定こども園ということは、保育施設があつて、保育施設に園児がいるということか。
→ 認可外保育施設があり、2歳児までの児童が入園している。

③ 審議結果

適当と認める。

(3) 諮問第4号 第一高千穂幼稚園の収容定員に係る園則の変更について

① 内容

- ・設置者：学校法人橘学園
- ・所在地：西臼杵郡高千穂町大字三田井69-1
- ・変更の内容

収容定員の変更 20名減

変更前	変更後
160人	140人

② 主な質疑等

- ・定員140人としても、実人員との乖離が大きい、この程度の変更でよいのか。
→ 当該幼稚園から認定こども園の相談がきているが、現在その要件を満たしていないため、まずは140人とし、認定こども園の認定の際に適正な定員とすることとしている。

③ 審議結果

適当と認める。

(4) 諮問第5号 学校法人有徳学園の解散及び都城文化服装専門学校の廃止
について

① 内容

- ・設置者：学校法人有徳学園
- ・所在地：都城市蔵原町8街区10号
- ・廃止の理由
生徒減少により運営が困難になったため。

② 主な質疑等

- ・残余財産の譲渡は有償になるのか無償となるのか。
- 有徳学園の寄附行為第31条に財産の帰属先について規定されており、他の学校法人又は教育の事業を行う者のうちから理事の3分の2以上の同意によって選定された者に帰属することとされているため、無償となる。
最終的には、理事会で決定されることとなるが、教育の事業を行う者として宮崎県に譲渡する意向と聞いている。

③ 審議結果

適当と認める。